

不服申立て事案答申第 301 号

不服申立て事案諮問第 340 号

件名：人身事故捜査管理簿の不訂正決定に関する件

答 申

1 審議会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人の実母が当事者となった交通事故に関する情報が記載されている人身事故捜査管理簿（以下「本件管理簿」という。）のうち、別表の訂正を求める箇所（以下「本件保有個人情報」という。）を不訂正とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づき審査請求人が令和 7 年 1 月 9 日付けで行った保有個人情報訂正請求に対し、処分庁が同年 3 月 3 日付けで行った不訂正決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由（略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分内容及び理由

ア 事実経過

(ア) 保有個人情報開示請求の受理

審査請求人は、令和 7 年 1 月 9 日、愛知県警察本部において、保有個人情報訂正請求書を提出したことから、処分庁は、これを受理した。

なお、当該請求書の訂正請求をする保有個人情報の内容欄には、

人身事故捜査管理簿（平成 24 年 月 日発生）

と記載され、訂正請求の趣旨欄には

日時が「 月 日 7 時 30 分」となっているが、「 月 日 7 時 28 分」が正しい。

と記載されていた（以下「本件訂正請求」という。）

(イ) 決定期間の延長

処分庁は、他の開示請求が同時期に集中し、期間内に訂正決定等を行うことが困難になったため、法第 94 条第 1 項に定める決定期間（訂正請求があった日から 30 日以内）に訂正決定等することが事務処理上

困難である場合の同条第 2 項に規定する訂正決定等の期限の延長に該当すると判断し、審査請求人に対し、本件訂正請求に係る決定をする期間を令和 7 年 3 月 10 日までとする決定期間延長通知書を送付した。

(ウ) 保有個人情報不訂正決定

本件保有個人情報の記載されている行政文書は、令和 6 年 11 月 18 日に審査請求人が処分庁に対して行った保有個人情報開示請求に対する一部開示決定に基づき開示された本件管理簿である。

処分庁は、本件訂正請求について、法第 93 条第 2 項の規定に基づき訂正をしないとして、その旨の決定をし、保有個人情報不訂正決定通知書により審査請求人に通知（以下「本件処分」という。）した。

イ 本件処分の理由

(ア) 本件処分は、「交通事故事件の捜査の適正を図ること」とする本件管理簿の利用目的が達成されており、訂正請求に応じることは利用目的の達成に必要な範囲を超えているため、訂正しないこととしたものである。

a 訂正義務

法第 92 条において、「行政機関の長等は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。」と規定されている。

愛知県の個人情報の保護に関する法律・個人情報の保護に関する法律施行条例解釈運用基準によれば、

「訂正請求に理由がある」とは、調査等の結果、請求どおり保有個人情報が事実でないことが判明したときをいう。

訂正請求制度は、利用目的の達成に必要な範囲内での訂正を義務付けるもののため、訂正請求に係る保有個人情報の利用目的に照らして、訂正の必要がないときは、訂正する義務はない。

請求内容に理由があるかどうかを判断するために行う調査は、保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲で行えばよく、訂正をすることが利用目的の達成に必要なでないことが明らかな場合は、特段の調査を行うまでもない。

適切な調査等を行ったにもかかわらず、事実関係が明らかにならなかった場合には、当該請求に理由があると確認ができないこととなるから、訂正決定を行うことはできない。

とされている。

b 調査結果

人身事故捜査管理簿は、利用目的を「交通事故事件の捜査の適正を図るため」とし、事故捜査を担当する係長が取り扱った全ての人

身事故について作成し、受理時及び決裁時に署長等の決裁を受け、指揮を受けるものである。

本件管理簿は、愛知県〇警察署において作成されたものであり、審査請求人の実母が当事者となった交通事故(以下「本件交通事故」という。)に関する情報が記載されている。

そして、本件交通事故は、捜査が終結しており、本件管理簿についても利用目的を達成しているものである。

(1) よって、本件処分については、法第 92 条及び第 93 条の規定に基づき、訂正請求に係る保有個人情報の利用目的に照らして、訂正の必要がないと認められたことから訂正しない決定をしたものであり、法の規定に基づく適正な処分である。

(2) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は審査請求の趣旨及び理由を、「人身事故捜査管理簿の利用目的が交通事故捜査の適正を図るためであれば、正しい内容を記載すべきである。」等としている。

しかしながら、本件は、上述したとおり交通事故捜査の適正を図るという利用目的は達成されているため訂正の必要はないとして本件処分を行ったものであり、審査請求人の主張は失当である。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分は法の規定に基づく適正なものであり、本件審査請求に係る審査請求人の主張に理由がないことは明白であることから、本件審査請求は速やかに棄却されるべきである。

4 審議会の判断

(1) 本件訂正請求について

ア 審査請求人が令和 6 年 11 月 18 日付けで行った保有個人情報開示請求に対して、処分庁は、本件管理簿を特定した上で、同年 12 月 2 日付けで保有個人情報一部開示決定を行った。

これに対し、審査請求人は、令和 7 年 1 月 9 日付けで本件訂正請求を行い、処分庁は、同年 3 月 3 日付けで本件処分を行った。

イ 審査請求人は、保有個人情報訂正請求書において、本件管理簿に記載された内容のうち、「 月 日 7 時 30 分」と記載された部分について、正しくは「 月 日 7 時 28 分」である旨を主張している。

これに対して、処分庁は、本件訂正請求に応じることは利用目的の達成に必要な範囲を超えているとして不訂正決定をしている。

(2) 本件保有個人情報の訂正の要否について

ア 処分庁によれば、人身事故捜査管理簿は、利用目的を「交通事故事件の捜査の適正を図るため」とし、事故捜査を担当する係長が取り扱った

全ての人身事故について作成し、受理時及び決裁時に署長等の決裁を受け、指揮を受けるものであるとのことである。また、本件管理簿については、審査請求人の実母が当事者となった交通事故に関する情報が記載されているとのことである。そして、本件交通事故については、警察として行うべき捜査は終結しており、本件管理簿についても利用目的を達成していることから、不訂正の決定をしたとのことである。

イ また、当審議会が事務局職員を通じて処分庁に確認したところ、処分庁としては、検察庁に送致した時点をもって、警察として行うべき捜査は終結したと判断しているとのことである。

そこで、当審議会において、本件管理簿を確認したところ、本件交通事故について送致された日付が記載されていることが認められた。

ウ これらを踏まえ当審議会において検討したところ、本件管理簿の事故に係る警察の捜査は送致をもって既に終結しており、交通事故事件の捜査の適正を図るという目的は既に達成しているといえることから、本件保有個人情報を訂正することは、その利用目的の達成に必要な範囲を超えていると認められる。

よって、本件保有個人情報を訂正する必要は認められない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

別表

1．訂正を求める箇所	2．訂正請求の内容
月 日 7時30分	月 日 7時28分

(審議会の処理経過)

年 月 日	内 容
7 . 5 . 2 0	諮問 (弁明書の写しを添付)
8 . 4 . 2 4 (第 260 回 審議会)	審議
8 . 5 . 2 5 (第 261 回 審議会)	審議
8 . 6 . 3 0	答申